

1 神奈川県下消防相互応援協定【消防局警防課】

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請(覚知による自動出場を含む。)を受けた協定市町は、ただちに 消防隊等
を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある
場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するもの とする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除 くほか次
による。

- (1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担
とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、
給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものと する。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合 におけ
る災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なっ
た救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合において は、応
援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への上り下り若しくは帰路
途中において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、 資材等
を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、こ の協定実
施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の 上決定す
るものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は
廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、 逗子市、
三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、
大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合
の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書23通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。

(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。

(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年4月13日締結)

附則

この協定は、平成16年8月20日から施行する。

(平成17年1月11日締結)

附則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。

(平成18年3月20日締結)

附則

この協定は、平成18年8月18日から施行する。

(平成18年8月18日締結)

附則

この協定は、平成25年4月19日から施行する。

(平成25年4月19日締結)

附則

この協定は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月21日締結)

附則

この協定は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月14日締結)

2 東京湾消防相互応援協定【消防局警防課】

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、第2条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

- (1) 東京都（東京消防庁）
- (2) 川崎市（川崎市消防局）
- (3) 千葉市（千葉市消防局）
- (4) 横浜市（横浜市消防局）
- (5) 市川市（市川市消防局）

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他前2号に準ずる大規模火災等

第2章 相互応援

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市（以下「発災都市」という。）の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する都市（以下「応援都市」という。）の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災都市の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第5条 応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか、応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

(消火用資器材等の調達手配)

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関する事。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関する事。
- (3) 協定都市間の消防演習に関する事。
- (4) 警防技術に関する事。
- (5) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関する事。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担
(経費負担)

第12条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。
- (2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

第5章 雑則
(実施細部)

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成2年5月29日

附 則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

平成18年12月12日

東京消防庁
消防総監

関 口 和 重

川 崎 市
市 長

阿 部 孝 夫

千 葉 市
市 長

鶴 岡 啓 一

横 浜 市
市 長

中 田 宏

市 川 市
市 長

千 葉 光 行

東京消防庁

3

横浜市

川崎市

千葉市

航空機消防相互応援協定【消防局警防課】

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁、横浜市、川崎市及び千葉市（以下「協定都市」という。）に属する回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次の各号に掲げる災害であつて、応援要請都市（以下「要請側」という。）の長又は消防長が前条に規定する協定都市の長又は消防長に行うものとする。

(1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害

(2) 要請側の長又は消防長が消防活動上特に必要と認める災害

(応援)

第3条 応援は、要請側の長又は消防長の要請によるものとする。

2 応援要請があつたときは、協定都市は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊は、要請側の長又は消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に当たって要した通常経費のうち、人件費、消費燃料費等、公務災害補償及び事故により生じた経費は、応援都市（以下「応援側」という。）の負担とする。ただし、応援側と要請側が協議して定める経費についてはこの限りではない。

(補則)

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要事項は、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本4通を作成し、協定都市で各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成7年4月1日から効力を生じる。

平成7年3月29日

附 則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

東京消防庁消防長
消防総監 小山 卓

横浜市
市長 高秀 秀信

川崎市
市長 高橋 清

千葉市
市長 松井 旭

4 東京消防庁
川崎市 消防相互応援協定【消防局警防課】

制定 昭和43年8月2日

【最終改正 令和3年11月22日】

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）川崎市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した災害に係る出場は、次によるものとする。

(ア) 火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとし、延焼火災の場合は更に1隊出場するものとする。

(イ) 救急事故で被応援側の長の要請があった場合又は応援側の状況判断により出場の必要を認めた場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援が必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援に当って要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、甲及び乙の消防長が協議して定める経費についてはこの限りでない。

2 前記以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議の上、別に定めるものとする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

上記のとおり協定する。

昭和43年8月2日

附 則（昭和56年6月30日）

この協定は、昭和56年7月1日から効力を生ずる。

附 則（昭和50年10月29日）

この協定は、昭和57年11月1日から効力を生ずる。

附 則 (昭和58年1月31日)

この協定は、昭和58年2月1日から効力を生ずる。

附 則 (昭和58年10月31日)

この協定は、昭和58年11月1日から効力を生ずる。

附 則 (平成2年2月8日)

この協定は、平成2年2月26日から効力を生ずる。

附 則 (平成3年11月19日)

この協定は、平成3年11月25日から効力を生ずる。

附 則 (平成5年2月23日)

この協定は、平成5年2月22日から効力を生ずる。

附 則 (平成6年11月30日)

1 この協定は、平成6年12月1日から効力を生ずる。

2 この協定の締結に伴い、昭和51年9月14日東京消防庁及び川崎市間において締結した

東京消防庁
川崎市 消防相互応援協定に基づく航空機特別応援に関する覚書は効力を失う。

附 則 (平成8年2月7日)

この協定は、平成8年2月13日から効力を生ずる。

附 則 (平成9年8月25日)

この協定は、平成9年9月1日から効力を生ずる。

附 則 (平成9年11月20日)

この協定は、平成9年11月25日から効力を生ずる。ただし、高速湾岸線川崎浮島ジャンクションに係る改正部分は、同年12月12日から効力を生ずる。

附 則 (平成14年10月10日)

この協定は、平成14年10月15日から効力を生ずる。

附 則 (平成18年3月9日)

この協定は、平成18年3月13日から効力を生ずる。

附 則 (平成19年9月12日)

この協定は、平成19年10月1日から効力を生ずる。

附 則 (平成21年3月19日)

この協定は、平成21年3月29日から効力を生ずる。

附 則 (平成22年2月1日)

この協定は、平成22年2月15日から効力を生ずる。

附 則 (平成24年11月13日)

この協定は、平成24年11月19日から効力を生ずる。

附 則（令和2年7月16日）

この協定は、令和2年7月25日から効力を生ずる。

附 則（令和3年11月11日）

この協定は、令和3年11月22日から効力を生ずる。

東京消防庁
消防総監

川 崎 市
市 長

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、川崎市長（以下「甲」という。）と町田市長（以下「乙」という。）は、消防団相互応援に関して次により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災等の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、甲及び乙は相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次に掲げる区分によって消防団の必要な人員及び資機材（以下「消防団隊」という。）を相互に出場させ応援活動を行う。

（1）普通応援

甲又は乙が、別表に定める区域内に発生した火災を覚知又は受報したとき、消防団隊により行うもの。

（2）特別応援

甲又は乙が、いずれかの行政区域内に大災害が発生し、若しくは前号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市長の要請によって他方の消防団隊により行うもの。

（応援の消防団隊数）

第3条 普通応援の消防団隊数は1隊とする。また、特別応援の消防団隊数は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う市長が決定する。

（消防団隊の出場）

第4条 第2条の規定により応援を行う市は、ただちに消防団隊を出場させる。ただし、自市行政区域内における災害又はその他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

（消防団隊の行動）

第5条 応援出場した消防団隊は、すべて現地の最高指揮者の指揮の下に行動する。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費等の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除き次のとおりとする。

（1）応援のために要した経常的経費は、応援を行った市が負担する。

（2）応援出場した消防団隊の活動が長時間にわたり、燃料、資機材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた市において現物により、又は経費を負担してこれを行う。

（3）消防団隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市が負担する。

2 前項以外の経費は、応援を受けた市の負担とする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を期すために必要な消防情報等を相互に通知する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲及び乙がその都度協議して定める。

（施行期日）

第9条 この協定は、平成11年9月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく川崎市（以下「甲」という。）と稲城市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定に定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）が発生したとき、甲・乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

ア 火災出場

甲又は乙が、川崎市、稲城市消防相互応援協定に基づく覚書（以下「覚書」という。）別表1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から消防署に属する消防隊1隊及び消防団に属する消防隊1隊が出場するものとする。

イ 救急出場

覚書別表1に定める区域内に発生した救急事故で被応援側の長の要請があった場合又は応援側の状況判断により出場の必要を認めた場合は、応援側から救急隊1隊が出場するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大災害が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、その都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 消防行政管轄区の境界線上に位置する消防対象物に係る災害活動の現場指揮については次によるものとする。

（1）災害が発生した場所が明らかな場合は、当該発生場所の区域を管轄する甲又は乙の現場最高指揮者。

（2）災害発生場所が甲又は乙のいずれの区域か判断しがたい場合は、甲・乙の現場最高指揮者が協議して決定するものとする。

第6条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

（1）応援のために要した経常的経費は、応援側の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたものについては、現物により又はその経費を被応援側が負担する。

（2）応援出場した消防隊の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、被応援側が現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

（3）応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援側の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、被応援側の負担とする。

（4）応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、被応援側がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。

第8条 この協定の適正な運用を期するために消防に関する情報を相互に交換するものとする。

第9条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は、甲

及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第10条 この協定の運用に疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

第11条 この協定を証するため、正本2通を作成し甲・乙1通を保管するものとする。

上記のとおり協定する。

昭和60年6月21日

附則

1 この協定は、昭和60年7月1日から効力を生ずる。

2 川崎市（川崎市消防局） 消防相互応援協定（昭和38年11月9日）は、これを廃止する。
稲城市（稲城市消防団）

附則

この協定は、平成18年6月14日から効力を生ずる

川 崎 市
市 長 阿部 孝夫

稲 城 市
市 長 石川 亮一